

(別紙1)

登録要件

下表に示す評価基準において、以下のいずれも満たすこと

①必須項目を全て満たすこと

②70点以上を獲得すること

(共通基準)

項目	詳細	点数
1. 経営の安定性 (10点)	1. 間接補助事業業務を実施する者が、当該業務を継続的に安定して遂行するための経理的基礎を有すること。具体的には、特段の事情等なく、直近2期連続して、営業利益及び当期利益が同時に赤字となっていないこと。	5点(必須)
	2. 安定した財務基盤を有していること。具体的には、直近が債務超過でないこと。	5点(必須)
2. 社内管理体制 (5点)	1. コンプライアンスに係る専門部署を設置していること。	5点(任意)
	2. 5年以内に法令に違反し、罰金刑以上に処せられた者でないこと。	0点(必須)
	3. 反社会的勢力でないこと。	0点(必須)
	4. 顧客情報の保護に関して方針や体制等を定めており公表または顧客に提供していること。	0点(必須)
3. 実施体制 (5点)	1. 発行等支援業務を適切に実施するための十分な組織を有し、当該業務を適切に遂行することができる者を相当数雇用するものであること。(全体で3人以上程度かつ、構成員にソーシャルボンド、サステナビリティボンド、グリーンローン等に知見を有する者が1名以上いること)	5点(必須)
4. 能力及び知見 (35点)	1. グリーンボンド等市場やグリーンボンドガイドライン2020年版(以下、「GBGLs」という。)、グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2020年版(以下、「GL・SLLGLs」という。)に関する知見を有すること。	15点 (5点以上であることを必須)
	2. 我が国におけるグリーンボンド等の普及促進を行う旨を表明していること。	10点 (必須)
	3. グリーンボンド等の発行等支援業務の概要を公表している又はその見込みであること。	10点 (必須)

<p>5. 環境配慮経営等への取組 (20点)</p>	<p>1. 環境配慮経営等への取組を積極的に行っていること。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①環境専門部署の設置・公表 ②環境方針の策定・公表 ③環境マネジメントシステム認証の取得 ④環境報告書の作成 ⑤21世紀金融行動原則への署名 ⑥環境情報開示基盤整備事業への参加 ⑦RE100への加盟 ⑧エコ・ファーストの認定取得 ⑨PRI・PRBへの署名 ⑩その他（国際資本市場協会(ICMA)が定めるグリーンボンド原則(GBP)への登録、CBIのapproved verifier、エコアクション21の取得、SBTの設定等） <p>のいずれかを行っていること。</p> <p>①～⑩ごとに5点とし、最大20点とする。</p>	<p>20点 (任意)</p>
---------------------------------	---	---------------------

(部門別基準)

<p>1. グリーンボンド等ストラクチャー (25点)</p>	<p>1. 発行等支援業務又は類似業務の実績として、グリーンボンド等に係る国内外のストラクチャリング実績があること。</p> <p>【グリーンボンド又はサステナビリティボンドストラクチャーの場合】 私募債又は公募債のストラクチャリングを実施した実績があれば10点、ソーシャルボンド等、グリーンボンドに類似する債券のストラクチャリングを実施した実績があれば15点、グリーンボンド等のストラクチャリングを実施した実績があれば25点を加点する。</p> <p>【グリーンローンストラクチャーの場合】 融資を実施した十分な実績があれば10点、サステナビリティ・リンク・ローン等、グリーンローンに類似するローンのストラクチャリングを実施した実績があれば15点、グリーンローンのストラクチャリングを実施した実績があれば25点を加点する。</p>	<p>25点 (任意)</p>
<p>2. 外部レビュー付与 (25点)</p>	<p>1. グリーンボンド等の発行等に係るフレームワークのGBGLs又はGL・SLLGLs適合性確認を実施することができる能力及び知見を有すること。 具体的には、別添1の判定基準による。</p> <p>2. 外部レビュー実施の方法論を定め、一貫性をもって適用していること。</p>	<p>10点 (必須)</p> <p>5点(必須)</p>

	<p>3. 発行等支援業務又は類似業務の実績を有すること。 具体的には、グリーンボンドに係る外部レビュー又はソーシャルボンド、サステナビリティボンド、グリーンローン等に係る外部レビュー付与の実績があること。</p>	10点 (任意)
	<p>4. 外部レビューの付与に当たり、GBGLs 又は GL・SLLGLs 第3章の5(2)に示す発行体等との間での第三者性を確保する方針等があること。</p>	0点(必須)
	<p>5. 発行等支援業務に該当する外部レビューの経費の目安が、当該外部レビューを付与するために必要な範囲内で合理的に算出された額であって、かつ、他の同様の外部レビューに係る水準等からみて当該額が適正であると認められるものであること。</p>	0点(必須)
3. グリーンボンド等コンサルティング (25点)	<p>1. グリーンボンド等コンサルティングを実施することができる能力及び知見を有すること。 具体的には、別添2の判定基準による。</p>	15点 (必須)
	<p>2. 発行等支援業務又は類似業務の実績を有すること。具体的には、グリーンボンドに係るコンサルティング又はソーシャルボンド、サステナビリティボンド、グリーンローン等に係るコンサルティング実施の実績があること。</p>	10点 (任意)
	<p>3. 発行等支援業務に該当するグリーンボンド等コンサルティングの経費の目安が、当該コンサルティングを実施するために必要な範囲内で合理的に算出された額であって、かつ、他の同様のコンサルティングに係る水準等からみて当該額が適正であると認められるものであること。</p>	0点(必須)